

○ 廃業の届出について

〈提出部数〉廃業等届出書正本 1 部、副本 1 部 添付書類は正本にのみ添付してください。

貸金業者が下記のいずれかに該当することになった場合は、その日（①の場合にあっては、その事実を知った日）から **30 日以内**に、その旨を鹿児島県知事に届け出なければならない。（法第 10 条）

廃業等届出事項		届 出 者
①	貸金業者が死亡した場合	相続人
②	法人が合併により消滅した場合	消滅した法人の代表役員
③	貸金業者が破産した場合	破産管財人
④	法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人
⑤	貸金業を廃止した場合	貸金業者であった個人又は法人の代表役員
⑥	金融サービスの提供に関する法律第 12 条の登録又は同法第 1 6 条第 1 項の変更登録を受けた場合	登録又は変更登録を受けた者

届出書類		廃業等届出					
		①	②	③	④	⑤	⑥
廃業等届出書		○	○	○	○	○	○
添付書類	相続人の戸籍簿の謄本	○					
	貸金業者の除籍簿の謄本	○					
	商業登記簿謄本		○		○		
	合併契約書の写し		○				
	裁判所が破産管財人を選出したことを証する書面の写し			○			
	金融サービス仲介業における登録済み通知書の写し						○

注 1 上記(1)の場合において、相続人が 2 人以上あり、貸金業を承継する者を選定したときは、その旨を証する書面の写しをあわせて添付する。なお、承継する場合は、死亡の事実を知った日から 60 日以内に承継者の登録申請手続きが必要

注 2 上記(2)における添付書類の商業登記簿謄本は、合併による解散がわかるものが必要

注 3 上記(4)における添付書類の商業登記簿謄本は、解散がわかるものが必要

注 4 窓口提出時に届出者（委任された者を含む）の本人確認を行うため、運転免許証、旅券等、官公署から発行された所持人の写真が貼付された証明書を必ず持参のこと（申請者以外の者が提出する場合には、委任状を提出すること。）。

注 5 法第 4 4 条に規定するみなし貸金業者については、事業報告書の提出に代えて、法第 2 4 条の 6 の 1 0 の規程に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了するまで、毎事業年度末における残貸付債権の状況を報告すること。